

令和 4年11月 1日

患者各位

独立行政法人国立病院機構
奈良医療センター 院長

入院期間が180日を超える場合の入院料に係る特別の料金について

当院は、患者さんが安心して療養され、出来るだけ早く快復できるように職員一同努力しております。

また、当院での診療が終了した場合には、症状に応じて近隣の医院、開業医等へご紹介させていただいております。

しかしながら、入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、180日超に係る特別の料金『選定療養費（保険外負担金）』として下記の料金を徴収させていただきますので、ご了承宜しく願います。

記

特別の料金（入院181日から）
患者様負担額・・・1日につき 2,358円（税込）